

地域課題解決支援事業支援業務仕様書

1 業務目的

本市では、市民の利便性や快適性を向上させるため、公民学連携による多様な取組みを推進している。地域課題解決支援事業は、市民サービスの向上や、イノベーションによる新たなビジネスの創造を目的として、市民ニーズや地域が抱える課題を市が提示し、市と民間事業者等が協働で実証実験（協働事業）を実施するものである。

本事業を効果的・効率的に行うため、課題解決を成し得る民間事業者等の募集、選考、マッチング支援及びプロジェクト管理を的確に行う。

2 業務期間

令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日

3 事業スケジュール（予定）

令和7年3月：地域課題の庁内ヒアリング・実証実験（協働事業）を行う課題選定

4・5月：実証実験（協働事業）を行う民間事業者等の募集・選定

6～10月：実証実験（協働事業）の実施

令和8年2月：結果振り返り

3月：次年度の地域課題の庁内ヒアリング・実証実験（協働事業）を行う課題選定

4 業務内容

本事業では、実証実験（協働事業）として庁内で課題を募集し、2件を選定する。2件について、協働で取り組む民間事業者等の募集・選考及びプロジェクト管理を行うものとする。

事業の実施にあたっては、以下に定める事項を確実に行うものとする。また、受託者は、定められた期日までに本件の業務を確実に行うとともに、報告書を作成し納入しなければならない。

（1）民間事業者等の募集

本市が選定した地域課題に対し、実証実験（協働事業）実施事業者の募集を行うこと

- ・民間事業者等の応募促進につながるよう、原稿作成の支援を行うこと
- ・webマーケティング手法等を活用し、民間事業者等を広く募集すること
- ・その他、民間事業者等募集のための施策を実施すること
- ・応募事業者の属性や流入経路などの分析を行うこと

（2）応募事業者の選考

地域課題と応募事業者のマッチング・選考を補助すること

- ・書類審査、面接の補助を行うこと

- ・応募事業者との連絡・調整を行うこと

(3) 本事業の広報支援

実証実験の取組みを市民や事業者等に広く知らせるため、SNS やプレスリリース等、幅広い広報活動の支援を行うこと

(4) プロジェクト全体の管理

全体のプロジェクト管理を行い、運営事務局内のミーティングで定期的に確認すること
(月 1~2 回程度を想定)

(5) 募集課題の選定

専門的観点から次年度の地域課題のヒアリング、課題の整理、課題の選定を補助すること

また、課題の整理の際には、市の関連する事業や制度を理解し、必要に応じて適切な事業や制度へ振り分け・連携等を補助すること

(6) 事業報告書の提出 (提出期限: 令和 8 年 3 月 31 日まで)

報告書は紙媒体 1 部及びデータを格納した電子媒体 (CD-R 又は DVD-R)

5 運営体制

- (1) 受託者は本事業を遂行するために十分な人員体制を準備すること
- (2) 受託者は本事業のリーダーとなるプロジェクトマネージャを 1 人設置すること
- (3) プロジェクトマネージャは、民間事業者、スタートアップ事業及び IT・テクノロジー分野、自治体運営に精通するものとする。

6 本事業実施における条件

- (1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (2) この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、委託者に帰属するものとする。ただし、マッチングした民間事業者等が作成した成果品は、市と民間事業者等間における覚書の規定に従うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)及び豊中市個人情報保護条例を遵守すること。
- (5) 成果物の作成には、原則としてマイクロソフト社の Word、Excel、PowerPoint を使用すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

7 その他

実証実験 (協働事業) にあたっては、市から取組みを行う民間事業者等に上限 50 万円の補

助金を支給し実施するものとする。